

2020年5月25日
ヒロセ電機株式会社

新型コロナウイルス感染症 緊急事態措置に伴う対応の件（第6報）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、都道府県知事による緊急事態措置を受け、当社は、該当拠点での出社を自粛し、4月8日よりリモートワークに移行しております。

緊急事態宣言の対象から除外された該当拠点(関西支店)の段階的な出社営業を本日より感染拡大の防止に努めながら進めております。

なお、引き続き緊急事態措置を受けている下記の該当拠点につきましてはリモートワーク対応を継続しております。今後とも当社は、感染拡大の防止に努めてまいります。

・該当拠点

本社、横浜センター、菊名事業所

・対象期間

2020年5月31日（日）まで

（緊急事態措置が期間以前に解除された場合は、改めてお知らせいたします。）

以 上